

処分年月日	2026年2月10日
処分内容	二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会 員又は金融商品仲介業 者の名称	株式会社三菱UFJ銀行
法令等違反行為の概要	<p>【顧客資産の着服】</p> <p>当該協会の元従業員甲は、遊興費等による借金の返済が苦しくなったことから、業務で単独外出する前後で顧客を訪問し、当社が販売する金融商品の購入に充てると虚偽の説明を行い、自ら偽造した預かり証書に支店の印章を無断で押印したものを顧客に交付したうえで、受け取った現金を着服した。</p> <p>その後も、甲は同様の手法により顧客から複数回現金を受け取ってこれを着服し、満期となるたびに、引き続き金融商品の購入に充てる旨を説明することにより、顧客への資金の返還を免れていた。</p>
発見の端緒	外部からの連絡等をきっかけとして社内調査を行ったことにより判明
参考情報	<p>当該協会では、本事案の発生原因として、管理手続・ルール¹の運用、拠点内での相互牽制やマネジメントからの牽制・モニタリングに課題があったこと、預り証書の偽造に使われた押切印について、管理態勢・チェック手続はあったが、その運用が徹底されていなかったこと、担当顧客を持たない従業員についても外出機会のある者に対する動態管理やモニタリングについて、一部不十分な点があったこと、を踏まえ、本事案を受けた再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理手続の運用徹底 ・拠点内動態管理や相互牽制、本部によるモニタリング態勢の強化 ・法令遵守意識の再徹底